

若手技術者・女性技術者の登用に係る建設工事の成績評価要領

(目的)

第1条

建設現場では、高齢者の増加や若年層の減少が進行しており、これまで現場を支えてきた技術・技能の承継が課題となっている。また、建設産業がこれまで以上に女性が就業しやすい業界を目指し、男女問わず誰もが働きやすい産業にしていく必要がある。

このため、若手技術者や女性技術者の登用を促進し、技術・技能の承継や女性が活躍できる場を創出することを目的とし、これに取り組む工事を成績評価において加点評価する。

(対象工事)

第2条

令和3年4月1日以降公告にかかる案件で、建設工事成績採点要領 第3条の別紙「工事成績採点表（土木工事）」を用いる工事を対象とする。

(工事成績評価における評価)

第3条

以下内容のいずれかに該当する場合は、工事成績採点表 創意工夫の評価（監督員）における【働き方改革】において加点評価する。

なお1)～3)が複数該当する場合でも、重複評価はしない。

- 1) 監理技術者・主任技術者に39歳以下^{※1}の者を配置
- 2) 監理技術者・主任技術者に女性を配置
- 3) 現場代理人に39歳以下^{※1}の技術者^{※2}を全従事期間^{※3}において配置

※1 年齢は、当初契約日時点とし、資格者証の写しにより確認する。

監理技術者、主任技術者が途中で変更となる場合も同様に確認する。

※2 技術者とは、三重県公共工事共通仕様書に示す、予定価格2,500万円以上の主任技術者の資格を有する者とする。

※3 全従事期間とは契約日から工事完成日とする。

附則 この要領は、令和3年4月1日から施行する。